

令和8年度東京都立大崎高等学校定時制課程

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

在り方・生き方の授業、生徒会による主体的な取組への支援などを通じて、いじめは絶対に許されないことへの自覚を高め、生徒の理解を深めさせる。

(2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す

いじめられた生徒からの情報やいじめの徴候を確実に受け止める組織として、生徒が安心して学校生活を送ることができる学習環境を確保する。学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題へ適切に対応できる教員の指導力を高めるとともに、個々の教員による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

いじめを発生させない環境づくりをはじめ、いじめの発覚後においても、迅速かつ的確な解決を図るため、保護者や地域、関係機関との連携を強化する。

また、保護者は、その保護する生徒のいじめ再発防止に向けて家庭で十分に話し合い、規範意識を養う指導などに努めるとともに、いじめの情報は、学校へ速やかに連絡、相談するなど、学校へ適切に協力する。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念に基づき学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ問題に組織的に対応するため、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に所掌する「学校いじめ対策委員会」を設置する。

イ 所掌事項

(ア) いじめの防止のための啓蒙的指導の立案・実行を行う。

(イ) いじめが発生した場合、速やかに解決のための方策を協議し、実行する。

(ウ) 会議は、必要に応じて適宜開催する。

(エ) 委員構成は、学校長・副校長・主幹教諭・生活指導部主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーの他、校長が必要と認めた者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

複雑化・多様化したいじめ問題に対応するため、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、「学校いじめサポートチーム」を設置し、いじめ問題行動への効果的な対応と未然防止を図る。

イ 所掌事項

いじめ防止対策・生徒指導と発生したいじめ問題の速やかな解決のための方策を検討する。

ウ 会議

学校運営連絡協議会等の機会に適切に実施する。

エ 委員構成

学校運営連絡協議会協議委員（スクールサポーター1名、地域住民代表1名、地域関連機関1名、民生委員1名、保護司1名）

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 全校集会での「いじめは絶対に許さない」意識の醸成

全校集会等、生徒が一堂に集まる機会を通して、管理職・生活指導部の講話により、いじめは絶対許されない行為であることを全生徒に周知する。

イ 教員指導力の向上

いじめの対応力向上を図るため、年3回いじめに関する校内研修を実施し、ケース事例を元に未然防止に向けての日常的対応力について理解を深める。

ウ 生徒との良好な人間関係構築と日常的声掛け

挨拶を励行して生徒とのコミュニケーションを図り、生徒の変容を確実に把握するとともに、信頼を基盤にした生徒との良好な人間関係を構築する。

エ 全校集会とHRを通じた道徳教育と人権教育の実施

学校行事やホームルーム活動を通じて、道徳や人権に対する意識を高め、いじめに向かわない態度・能力を養成するとともに、自他共に尊重する思いやりの心の育成を図る。

オ いじめに関する授業の実施

現代社会の授業をはじめ、道徳、ホームルーム、部活動などにおいても、いじめを題材にした内容を取り上げ、生徒同士が仲間を大切にすることを理解し、自治的な力をもっていじめを根絶させていく態度を培う。

(2) 早期発見のための取組

ア スクールカウンセラーとの連携

1年生を対象とする全員面接、全学年生徒を対象とする年3回の担任による個人面接を実施し、生徒の悩みや不安に寄り添い、いじめの早期実態把握に努める。

また、生徒が相談しやすい相談室体制を整備する。

イ サイト監視情報への速やかな対応

関係機関との連携による学校非公式サイトやSNS等の監視情報等に対し、速や

かに対応する。

ウ 生徒生活実態調査による把握

生徒生活実態調査に基づいた校内研修を実施する。

エ 外部関係機関との連携

警察署、児童相談所等との連携を図り、最新の情報を収集する。

オ 校内巡回等による生徒監察の徹底

生徒の些細な行動変容を見逃すことなく、生徒の心の変化に寄り添い、思いやりをもった丁寧な対応で生徒理解を深める。

カ 拡大学年会による情報共有

毎日実施する教職員打合せにおいて、生徒の情報を適切に共有する。

(3) 早期対応のための取組

ア 組織的で迅速な対応

いじめ発見では、担任や顧問が一人で抱え込まず、学校いじめ対策委員会を基幹とした組織的対応とする。学校長の意思決定による指導方針の共通理解を基盤に、迅速かつ、適切に対応する。

イ 生徒の安全確保

SNSでの誹謗中傷を含め、いじめられている生徒やいじめを伝えた生徒の安全を確保する。

ウ 安心感の確保

いじめを受けている生徒の心へ寄り添い、生徒自身が安心を実感できる具体的な方策を検討する。

エ スクールカウンセラーとの連携

専門的な見地からの寄り添いやアドバイス、傾聴を目的に、いじめを受けた生徒の面談を実施する。

オ 校長方針に基づく一貫したブレない指導

いじめの背景を把握するとともに、いじめた生徒の更生に向けて組織的・継続的な指導を粘り強く行う。

カ HRでの指導

いじめを個人の問題として捉えることなく、クラスや学校の問題として意識させていくためにも、いじめを見て見ぬふりをしていた生徒やいじめを止める行動に移せなかった生徒を支援する。

キ 個人情報の保護

いじめに関与した生徒の個人情報を保護する。

ク 関係機関との連携

警察署、児童相談所等の関係機関と情報を共有し、共通理解をもって解決を図る。

ケ 保護者会との連携

解決に向けては、状況に応じて保護者会を緊急で開催し、家庭の協力を得る。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護

いじめられた生徒の安全を速やかに組織的な対応で確保し、学校いじめ対策委員

会と学校サポートチームを基幹に対策を協議する。

イ 実態調査の実施

事実関係を明確にするため、関わる全ての生徒に対して調査を実施する。

ウ スクールカウンセラーの活用

被害生徒に対する専門的な見地から支援するため、スクールカウンセラーと情報を共有し、当該生徒の心身をケアする。

エ 加害生徒への更生に向けた指導

いじめの背景を把握し、いじめ防止対策推進法に基づき、更生に向けて粘り強く指導する。

オ 東京都教育委員会との連携

中部学校経営支援センターへの報告と連携を速やかに行う。

5 教職員研修計画

(1) 年3回実施し、いじめ問題についての認識を深めるとともに、対応力を高める。

第1回 法的根拠に基づく、いじめに対する組織体制

第2回 重大事案に発展する事例についての理解

第3回 早期発見、早期対応についての理解

(2) 大学や医療機関等が実施する外部研修へも各教員が積極的に参加し、対策や対応について情報を収集するとともに、いじめの解決に向けた専門的知見を理解する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 三者面談、ホームページ等を通して、いじめ防止に関する情報を共有するとともに、保護者からの相談体制を整備する。

(2) 三者面談を利用し、生徒の人間関係への不安や悩みを傾聴する。

(3) いじめに関与した生徒や心身に影響を受けた生徒及び影響を与えた生徒の双方の保護者に対するケアを組織的に行う体制を整える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) スクールサポーターと密に連絡を取り、警察との情報を共有する。

(2) 地域住民・地域の児童館・児童相談所との連絡を密にし、情報収集を積極的に行う。

(3) いじめを受けた生徒の心的ストレス等を踏まえ、警察へ速やかに相談する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価アンケートにおいて、いじめを題材にして質問し、情報を収集する。

(2) 学校評価結果を基盤に、学校運営連絡協議会協議委員及び学校サポートチームの委員の意見を受け止め、いじめ根絶に向けての方策を検討する。

(3) 前年度末の委員会総括を基に、年度ごとに対策を検討し実行する。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。